



学びがいのある楽しい学校を目指して



富谷市立東向陽台中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。東向陽台中学校では、富谷市・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの防止等の対策を総合的・効果的に推進するために、この「学校いじめ防止基本方針」を作成しました。本計画がより実効性のある「行動計画」となるよう、活用を通して不断の見直しを行います。

1 いじめ防止等に向けた取組

<前提> いじめは、「東向陽台中学校でも、どの子供にも、起こりうるもの」

◆「いじめ」とは…

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条「いじめの定義」）

◆「いじめ」に当たるかどうかの判断（認知）

いじめを受けた生徒の立場に立って、「いじめ問題対策委員会」が行う。

◆「いじめ」対応の基本的姿勢

いじめられている生徒は …【守る】全教職員で徹底的に守り抜く姿勢

いじめている生徒は …【救う】「いけないものはいけない」とする毅然とした共通の指導

<取組の実際>

(1) 「いじめの防止」に向け、生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくり

- ① いじめについての構えを共通理解する—— 「いじめは人間として絶対に許されない」行為
- ② いじめに向かわない態度・能力を育成する—— 優しい心を育む授業と道徳教育の充実
- ③ 意欲と自己肯定感を育む—— 分かる・できる喜びを味わわせる授業づくり
- ④ 社会性と自己有用感を育む—— できることは子供にさせ、活躍を認める指導
- ⑤ 生徒がいじめ問題を考える機会を設定する—— いじめ防止対策を生徒会で協議
- ⑥ 教師が最も身近な環境であることを自覚する—— 言語環境を整え、適切な言動を率先垂範

(2) 「いじめの早期発見」に向けてアンテナを高くし、協力的な指導により積極的な情報共有

- ① 複数の目による気付きを生かした協力的な指導といじめ問題対策委員会における定期の確認
- ② 「学校生活アンケート」の実施とその後の適切なフォロー ※全数3年間校長室保管
- ③ 年2回以上の個人面談に加え、必要に応じて即座の聴き取りをするなど、きめ細かな対応
- ④ 文部科学省等の資料を活用したいじめ防止・いじめ対応に関する研修会の計画的な実施

2 いじめ対応の流れ

対応の流れ	対応の内容	対応のポイント
(1) 察知	・「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか」という、教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかむ。	・「いじめ」かどうかより、「嫌な思い」や「苦痛」を感じているかを問題にする。
(2) 発見	・日頃から本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、アンケート調査、面談などによりいじめを見付け出す。 ※毎月の調査用紙は書庫に3年間全数保管	・本人や保護者から訴えがあった場合は、すでに重大化していることが予想されるので、速やかに対応する。
(3) 聴き取り	・いじめられた疑いのある生徒が話しやすい教職員を聴き取りに当たらせる。 ・「嫌な思いはしていないか」「困っている事はないか」、そして「どのようになることを望んでいるのか」を具体的に聴き取る。 ・聴き取った内容は「報告・連絡・相談カード」にまとめ共有し、回覧後は「指導記録簿」に綴る。	・「大丈夫です」「特にありません」という言葉は、基本的に信じない。継続して見守り、人を替えて聴き取る。
(4) 相談 ・報告	・いじめの疑いのある案件は、速やかに「いじめ・不登校対策担当者」に報告する。	・最悪を想定し、すぐに組織的な対応へ移行する。
(5) 認知 ◎対応のスタートライン	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者は「いじめ問題対策委員会」の招集を要請し、「心身の苦痛を感じたか」を判断基準として、いじめの定義に該当するものを全て認知する。 ・認知した事案を、以下の3つの段階に仕分けする。 <ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ段階事案】心身の苦痛を感じたとしているが、学年組織で対応できる事案 【Ⅱ段階事案】生徒や保護者等から訴えがあった、あるいはⅠ段階事案が繰り返されている等、学校として組織的な対応が必要な事案 【Ⅲ段階事案】重大事態が疑われ、早急な組織的対応を求められる事案 	
(6) 決定	・学校いじめ防止基本方針により、対応方針をいじめ問題対策委員会で協議し、校長が決定する。 ・全教職員で情報共有し、組織的な対応を行う。	・SC や SSW 等に助言を求め、多面的な対応を目指す。
(7) 安全確保	・被害生徒の希望に寄り添い、教室等での安心・安全を確保する。	・座席変更、班編成の変更、見守り等に配慮する。
(8) 市教委への報告	<ul style="list-style-type: none"> 【Ⅰ段階事案】月ごとの定例報告 【Ⅱ段階事案】おおむね1週間以内に報告 【Ⅲ段階事案】 <ul style="list-style-type: none"> ①認知した段階で速やかに報告し、対応方針の指示を受ける。 ②調査の経過をその都度報告する。 ③調査終了後、その結果を報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪性のあるいじめと認められる場合、被害届の有無によらず警察にも連絡を行う。 ※いじめ重大事態1号事態が疑われる場合は、市教委が主体となって調査を実施する。



(9) 被害生徒の保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> 被害生徒から聴き取った内容を、担任よりその保護者に報告する。 教頭から、学校としての対応方針を伝え、今後の調査や対応への保護者の意向を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 心配を掛けていることへの謝意を伝え、今後の対応についての理解を求める。
(10) 周囲への聴き取り	<ul style="list-style-type: none"> 担任以外の教職員から担当者を指定し、寄り添う姿勢を示しながら加害生徒や周囲にいた生徒への聴き取りを行い、背景に関する情報を得る。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害生徒が複数いる場合、個別・同時に行えるよう聴き取り体制を組む。 証言等の記録を集めておく。
(11) 加害生徒の保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> 加害生徒の保護者に調査結果を報告し、指導方針を伝える。 加害生徒がいじめを認めていない場合も、将来に向かって指導することを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害生徒の保護者がいじめを認めず指導に異議を唱えても、「見解の相違」として指導は行う。
(12) 加害生徒へ指導	<ul style="list-style-type: none"> 複数の教職員で指導し、必要に応じてその保護者の同席を求める。 必要に応じて、やめない場合の出席停止や警察への通報を含む学校の対応方針を伝える。 いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も、将来に向かって指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> 形式的な「謝罪の会」は、報復やより陰湿ないじめにつながる恐れがあることから、絶対に行わない。このことについては、被害生徒や保護者に理解を求める。
(13) 保護者へ連絡	<ul style="list-style-type: none"> これまでの指導内容や今後の対応について、加害生徒、被害生徒双方の保護者に連絡する。 	<ul style="list-style-type: none"> 加害生徒の保護者から謝罪の希望があった場合、被害生徒や保護者の意向を確認し、慎重に場を設定する。
(14) 防止措置	<ul style="list-style-type: none"> いじめ問題対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや防止措置の具体策を協議し、全教職員で共有の上、着実に実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 組織的な見守りの体制を整え、いじめ・不登校対策担当者が情報を集約する。
(15) 経過観察記録	<ul style="list-style-type: none"> 最低6か月の経過観察・記録を継続し、被害生徒・加害生徒双方に、意図的な声掛けや最低月1回の面談を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じてSCやSSWと情報共有し、専門家の視点からの助言をいただく。

3 いじめ重大事態への対処

「いじめ重大事態」(いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定)

【1号事態】生命、心身又は財産に対する重大な被害の疑い(調査主体は市教育委員会)

・市教育委員会の指示の下、資料の提出など調査へ協力

【2号事態】相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑い(調査主体は主に学校)

- ① 調査組織を設置(専門化等の第三者の参加)
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた生徒とその保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を踏まえた適切な措置
- ⑤ 調査結果を教育委員会に報告(市教委を通して7日以内に富谷市長に報告)

4 取組に関する検証と改善

◎「学校いじめ防止基本方針」が、実効性のある「行動計画」として機能するよう、不断の見直しを図ります。

- 1 全教職員が参加して、年度末には基本方針の点検と見直しを行う。
(1) いじめ防止等に向けた取組 (2) いじめ対応の流れ (3) その他
- 2 本基本方針は、富谷市教育委員会の学校ホームページで公表する。
- 3 学校だより等で、学校の取組を保護者に知らせ、協力を求める。
- 4 PTA の会議や学校評議員会等の話題にも取り上げ、改善のための情報をいただく。
- 5 SC や SSW の専門家の視点からも助言を求め、児童に寄り添った方向で改善を図る。

5 専門スタッフ・関係機関等との連携

◎学校の組織的な取組に加え、必要に応じて関係機関と連携し、多面的な対応ができるよう取組を進めます。

いじめ・不登校対策担当者	校内の情報の集約と「いじめ問題対策委員会」の運営
教 頭	市福祉課，市教育委員会，警察署等の機関との連絡・調整
教育相談担当	SC や SSW 等専門家との連絡・調整



おわりに

いじめ問題は、いじめの未然防止に加え、早期発見・早期対応に努め、組織的な対応で解消に向かう取組の中で、私たち大人にも知識と技術が蓄積されます。この東向陽台中学校から、いじめによって悲しい思いをする生徒を生まないうよう、この「学校いじめ防止基本方針」の趣旨と内容を理解し、一人一人がいじめ問題を「我が事」として考え続けていきたいと思います。

〔学びがいのある楽しい学校を目指して〕

令和 2 年 月 日

富谷市立東向陽台中学校 _____

このリーフレットは年度始めに確認し合うとともに、年度末には改訂を行います。普段から取り出しやすいところに保管し、気になる点や改善すべき点は随時朱書き等で記録するなど、より実効性のあるものになるようにしていきましょう。